

令和元年10月1日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン臨時号（第283号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 農林水産関係被害への支援対策を公表—事前着工による早期営農再開を支援します—
2. 一定の条件の下、ロータリー等を装着したトラクターで公道走行が可能になりました！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 農林水産関係被害への支援対策を公表—事前着工による早期営農再開を支援します—】

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第15号の暴風雨を含む）、台風第17号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された農林漁業者の方々の不安を解消し、一日も早く意欲を持って経営再開に取り組んでいただけるよう、支援対策を公表しました。

なお、農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕等については、早期復旧のため事前着工を可能としており、発災後既に着手した取組についても、遡って対応することができます。

このため、農業者の皆さまにおかれましては、施設等の被害の状況がわかる写真や、修繕・再建の事業の取組に係る発注書や請求書等の書類を、必ず保存していただきますようお願いいたします。

◇支援対策について、詳しくはこちら（プレスリリース）

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunso/saigai/191001.html>

◇お問い合わせ先

（支援対策全体について）

農林水産省大臣官房文書課

TEL：03-6744-2142

（各支援対策の詳細について）

プレスリリース下部に記載された、各担当者へご連絡ください。

【2. 一定の条件の下、ロータリー等を装着したトラクターで公道走行が可能になりました！】

ロータリー等の直装型作業機（※）を装着した状態のトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

※直装型作業機：けん引タイプではない、ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機

◇「一定の条件」とはどのようなものですか？

灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許などの確認が必要となります。詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

例えば、灯火器類なら、作業機によってトラクターの灯火器類が見えなくなる場合には、作業機に灯火器類を増設する必要があります。お近くの農機販売店で追加の灯火器類をお買い求めの上、増設しましょう！

◇詳しくはこちら

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html

◇1分でわかる！紹介動画も公開中

<https://www.youtube.com/watch?v=WffJ50QdqAQ>

◇お問い合わせ先

農林水産生産局技術普及課（担当；機械安全対策班）

TEL：03-6744-2111（直通）

FAX：03-3597-0412



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月1回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：吉田、兼田

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyousu/hyousyousu_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

